

令和 2 年第 1 回石垣市議会定例会（3 月）

【提出議案概要】

| | |
|----------|------|
| 補正予算 | 7 件 |
| 新年度予算 | 8 件 |
| 条例（新規制定） | 2 件 |
| 条例（一部改正） | 15 件 |
| その他議案 | 3 件 |
| 報告 | 2 件 |
| <hr/> | |
| 計 | 37 件 |

目 次

(頁)

◎総務部

| | | |
|----------|--|-----|
| 議案第 1 号 | 令和元年度石垣市一般会計補正予算 (第 4 号) …………… | (1) |
| 議案第 8 号 | 令和 2 年度石垣市一般会計予算 …………… | (1) |
| 議案第 16 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例 …………… | (1) |
| 議案第 17 号 | 石垣市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 …………… | (2) |
| 議案第 34 号 | 石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… | (2) |
| 議案第 35 号 | 市有地の処分及び財産の処分について …………… | (2) |
| 報告第 1 号 | 石垣市職員倫理条例の運用状況報告について …………… | (2) |

◎企画部

| | | |
|----------|----------------------------|-----|
| 議案第 32 号 | 石垣辺地に係る総合整備計画の変更について …………… | (3) |
|----------|----------------------------|-----|

◎市民保健部

| | | |
|----------|-------------------------------------|-----|
| 議案第 2 号 | 令和元年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) …… | (3) |
| 議案第 3 号 | 令和元年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) …… | (3) |
| 議案第 9 号 | 令和 2 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算 …………… | (4) |
| 議案第 10 号 | 令和 2 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算 …………… | (4) |
| 議案第 18 号 | 石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 …………… | (4) |

◎福祉部

| | | |
|----------|-----------------------------------|-----|
| 議案第 4 号 | 令和元年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) …… | (5) |
| 議案第 11 号 | 令和 2 年度石垣市介護保険事業特別会計予算 …………… | (5) |

◎こども未来局

| | | |
|----------|---|-----|
| 議案第 19 号 | 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 …… | (5) |
| 議案第 20 号 | 石垣市保育所条例の一部を改正する条例 …………… | (5) |
| 議案第 21 号 | 石垣市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 …………… | (6) |
| 議案第 22 号 | 石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例 …………… | (6) |
| 議案第 23 号 | 石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例 …………… | (6) |
| 議案第 24 号 | 石垣市ばんちやぬふあー未来応援基金条例 …………… | (6) |

◎農林水産部

| | | |
|----------|--|-----|
| 議案第 33 号 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について [伊野田南地区畑地造成工事(R1-1)] …………… | (7) |
| 報告第 2 号 | 専決処分の報告について [和解及び損害賠償額の決定について] …… | (7) |

◎建設部

| | | |
|----------|---|-----|
| 議案第 5 号 | 令和元年度石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) …………… | (7) |
| 議案第 6 号 | 令和元年度石垣市港湾事業特別会計補正予算 (第 4 号) …………… | (8) |
| 議案第 7 号 | 令和元年度石垣市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) …………… | (8) |
| 議案第 12 号 | 令和 2 年度石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計予算 …………… | (8) |
| 議案第 13 号 | 令和 2 年度石垣市港湾事業特別会計予算 …………… | (8) |
| 議案第 14 号 | 令和 2 年度石垣市下水道事業会計予算 …………… | (9) |
| 議案第 25 号 | 石垣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 …… | (9) |
| 議案第 26 号 | 石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 …… | (9) |

◎教育部

| | | |
|----------|------------------------------|-----|
| 議案第 27 号 | 石垣市就学支援委員会条例の一部を改正する条例 …………… | (9) |
|----------|------------------------------|-----|

◎水道部

| | | |
|----------|---|------|
| 議案第 15 号 | 令和 2 年度石垣市水道事業会計予算 …………… | (10) |
| 議案第 28 号 | 石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例 …………… | (10) |
| 議案第 29 号 | 石垣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 …… | (10) |

◎消防本部

| | | |
|----------|--|------|
| 議案第 30 号 | 石垣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例 …………… | (11) |
|----------|--|------|

◎監査委員事務局

| | | |
|----------|---------------------------|------|
| 議案第 31 号 | 石垣市監査委員条例の一部を改正する条例 …………… | (11) |
|----------|---------------------------|------|

◎総務部（予算 2 件、条例 3 件、その他 1 件、報告 1 件）

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|--|---|------------|-------|-------|------------|------------|------------|
| <p>議案第 1 号 令和元年度石垣市一般会計補正予算（第 4 号）</p> <p style="text-align: right;">（財政課）</p> | <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>20 億 1,119 万 9 千円</u>を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>301 億 5,939 万 9 千円</u>とする。</p> <p>（主な内容）</p> <p>（歳入）増額：財産収入、寄附金 等 減額：国庫支出金、県支出金、繰入金、市債 等</p> <p>（歳出）増額：総務費（まちづくり支援寄附金事務事業）等 減額：総務費、民生費、農林水産業費、土木費 等、 国・県補助事業等の確定に伴う各事業費の整理</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">32,170,598</td> <td style="text-align: center;">△2,011,199</td> <td style="text-align: center;">30,159,399</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 32,170,598 | △2,011,199 | 30,159,399 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 32,170,598 | △2,011,199 | 30,159,399 | | | | | |
| <p>議案第 8 号 令和 2 年度石垣市一般会計予算</p> <p style="text-align: right;">（財政課）</p> | <p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ <u>352 億円</u>と定める。</p> <p>（前年比：12.7%増）</p> <p>（主な内容）</p> <p>（歳入）増額：市税、地方交付税、国庫支出金、県支出金 等 減額：市債 等</p> <p>（歳出）増額：総務費、衛生費、農林水産業費、教育費 等 減額：商工費、土木費 等</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本年度予算</th> <th style="text-align: center;">前年度予算</th> <th style="text-align: center;">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">35,200,000</td> <td style="text-align: center;">31,241,694</td> <td style="text-align: center;">3,958,306</td> </tr> </tbody> </table> | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | 35,200,000 | 31,241,694 | 3,958,306 |
| 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | | | | | |
| 35,200,000 | 31,241,694 | 3,958,306 | | | | | |
| <p>議案第 16 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> | <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、条例を制定する。</p> <p>（内容）</p> <p>次の条例の一部を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 ・石垣市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ・石垣市職員の育児休業等に関する条例 ・石垣市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ・石垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>議案第 17 号 石垣市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(総務課)</p> | <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正に伴い、条例の一部を改正する。</p> <p>(改正内容) 第 3 条第 3 項中「第 16 条第 2 号から第 5 号まで」を「第 16 条各号」に改める。</p> <p>施行日 公布の日</p> |
| <p>議案第 34 号 石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(総務課)</p> | <p>令和元年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、市職員の給与を改定するため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な改正内容) 住居手当の規定に関し、第 15 条第 1 項第 1 号中「12,000 円」を「16,000 円」に、同条第 2 項第 1 号ア中「23,000 円」を「27,000 円」に、「12,000 円」を「16,000 円」に、同号イ中「23,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に、それぞれ改める。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| <p>議案第 35 号 市有地の処分及び財産の処分について</p> <p>(契約管財課)</p> | <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物件の所在地 石垣市字平得大俣 1273 番地 172 ほか 9 筆 2 処分面積 135,663 平方メートル 3 売却処分価格 417,703,800 円 (内 市有地 397,000,000 円 損失補償額（立木） 20,703,800 円) 4 契約の相手方 沖縄県嘉手納町字嘉手納 290 番地 9 沖縄防衛局 局長 田中 利則 |
| <p>報告第 1 号 石垣市職員倫理条例の運用状況報告について</p> <p>(総務課)</p> | <p>石垣市職員倫理条例（平成 20 年石垣市条例第 26 号）第 16 条の規定により、同条例の運用状況を、石垣市職員倫理審査会の意見を添えて報告する。</p> |

◎企画部（その他 1 件）

| 件名 | 概要 |
|---|---|
| <p>議案第 32 号 石垣辺地に係る総合整備計画の変更について</p> <p>(企画政策課)</p> | <p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 項第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>(内容)</p> <p>辺地計画において「施設ごとの辺地債の計画予定額を超える変更、施設名を新たに追加する場合は、議会の議決を経て、総務大臣への進達依頼を県知事あて提出する必要がある、消防ポンプ自動車整備事業、消防団拠点施設整備事業及び耐震性防火水槽整備事業に関し、起債額が前回の予定額を超えるため、議会の議決を求める。</p> |

◎市民保健部（予算 4 件、条例 1 件）

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|---|---|-----------|-----|-------|-----------|----------|-----------|
| <p>議案第 2 号 令和元年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>(健康保険課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>1 億 7,674 万 7 千円</u>を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>60 億 1,548 万 9 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 減額：県支出金普通調整交付金、一般会計繰入金 等 (歳出) 減額：一般管理費、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費、出産育児一時金</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,192,236</td> <td>△176,747</td> <td>6,015,489</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 6,192,236 | △176,747 | 6,015,489 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 6,192,236 | △176,747 | 6,015,489 | | | | | |
| <p>議案第 3 号 令和元年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>(健康保険課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>79 万 4 千円</u>を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>3 億 9,780 万 8 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 減額：事務費繰入金 (歳出) 減額：役務費、委託料</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>398,602</td> <td>△794</td> <td>397,808</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 398,602 | △794 | 397,808 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 398,602 | △794 | 397,808 | | | | | |

| <p>議案第 9 号 令和 2 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>(健康保険課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ <u>59 億 7,342 万 4 千円</u> と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金 等</p> <p>(歳出) 保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費 等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 423 1426 517"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,973,424</td> <td>6,049,438</td> <td>△76,014</td> </tr> </tbody> </table> | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | 5,973,424 | 6,049,438 | △76,014 |
|--|---|---------|-------|----|-----------|-----------|---------|
| 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | | | | | |
| 5,973,424 | 6,049,438 | △76,014 | | | | | |
| <p>議案第 10 号 令和 2 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>(健康保険課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ <u>4 億 100 万 9 千円</u> と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 後期高齢者医療保険料、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金 等</p> <p>(歳出) 一般管理費、徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金 等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 855 1426 949"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>401,009</td> <td>383,820</td> <td>17,189</td> </tr> </tbody> </table> | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | 401,009 | 383,820 | 17,189 |
| 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | | | | | |
| 401,009 | 383,820 | 17,189 | | | | | |
| <p>議案第 18 号 石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>(健康保険課)</p> | <p>平成 30 年度の国民健康保険制度改革により、沖縄県が財政運営の責任主体となって、将来的な県内の保険料（税）の統一に向け示している標準的な賦課方式へ変更するため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>医療給費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の課税額のうち資産割額を廃止する。</p> <p>医療給費分に係る均等割額を 18,300 円から 21,000 円へ、平等割額を 16,600 円から 20,000 円へ改める。</p> <p>後期高齢者支援等分に係る均等割額を 4,300 円から 5,500 円へ、平等割額を 5,500 円から 6,000 円へ改める。</p> <p>介護納付金分に係る均等割額を 6,500 円から 7,000 円へ、平等割額を 4,000 円から 5,500 円へ改める。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> | | | | | | |

◎福祉部（予算 2 件）

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|--|--|-----------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|
| <p>議案第 4 号 令和元年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>(介護長寿課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>341 万 9 千円</u>を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>39 億 2,555 万 8 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 減額：介護保険料、繰入金 等</p> <p>(歳出) 減額：総合相談事業、一般介護予防事業 等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,928,977</td> <td>△3,419</td> <td>3,925,558</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 3,928,977 | △3,419 | 3,925,558 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 3,928,977 | △3,419 | 3,925,558 | | | | | |
| <p>議案第 11 号 令和 2 年度石垣市介護保険事業特別会計予算</p> <p>(介護長寿課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ <u>38 億 5,203 万 4 千円</u>と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 被保険者保険料、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金 等</p> <p>(歳出) 介護サービス給付費、予防サービス給付費、地域支援事業費 等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,852,034</td> <td>3,720,804</td> <td>131,230</td> </tr> </tbody> </table> | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | 3,852,034 | 3,720,804 | 131,230 |
| 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | | | | | |
| 3,852,034 | 3,720,804 | 131,230 | | | | | |

◎こども未来局（条例 6 件）

| 件名 | 概要 |
|---|--|
| <p>議案第 19 号 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例</p> <p>(子育て支援課)</p> | <p>石垣市立あらかわこども園の設置及び石垣市立あらかわ幼稚園の廃止のため、条例の一部を改正する。</p> <p>(改正内容)</p> <p>第 2 条の表に石垣市立あらかわこども園の項を加える。</p> <p>附則で石垣市立学校設置条例の一部改正について規定し、同条例別表第 3 あらかわ幼稚園の項を削る。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| <p>議案第 20 号 石垣市保育所条例の一部を改正する条例</p> <p>(子育て支援課)</p> | <p>石垣市立幼稚園及び保育所を幼保連携型認定こども園へ移行するに当たり、公立保育所の再編、統合を図るため、条例の一部を改正する。</p> <p>(改正内容)</p> <p>第 2 条の表石垣市新川保育所の項を削る。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |

| | |
|---|---|
| <p>議案第 21 号 石垣市放課後児童クラブ 条例の一部を改正する条 例 (子育て支援課)</p> | <p>石垣市立新川小学校内に放課後児童クラブを設置するに当たり、条 例の一部改正する。 (改正内容) 第 2 条の表に新川小学校放課後児童クラブの項を加える。 施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| <p>議案第 22 号 石垣市放課後児童健全育 成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例 の一部を改正する条例 (子育て支援課)</p> | <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正 (令和元年厚生労働省令第 61 号) に伴い、条例の一部を改正する。 (改正内容) 附則第 2 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に 改める。 施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| <p>議案第 23 号 石垣市特別職の職員で非 常勤のもの報酬及び費 用弁償に関する条例の一 部を改正する条例 (子育て支援課)</p> | <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法 律第 29 号)が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の 規定整備を行うとともに、保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医の報酬 額を学校(園)医及び学校(園)歯科医の報酬額と統一するため、条 例の一部を改正する。 (改正内容) 第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改 める。 別表中保育所嘱託医の報酬を保育園児 1 人につき 1,000 円から 1 保育所につき年 100,000 円(ただし、報酬年額に保育児 1 人につき 600 円を加えた額)に改め、保育所嘱託歯科医の報酬 1 保育所につき 年 100,000 円(ただし、報酬年額に保育児 1 人につき 310 円を加え た額)を加える。 施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| <p>議案第 24 号 石垣市ばんちやぬふぁー 未来応援基金条例 (こども家庭課)</p> | <p>貧困の状況にある子どもや将来的に貧困に陥る可能性のある子ど もが健やかに育成される環境の整備と子どもの貧困対策を推進する ことを目的として、一般財源からの繰入金や個人及び民間企業からの 寄附金を受け入れる基金を設置するため、条例を制定する。 (主な内容) 全 7 条で構成 第 1 条において、設置目的について規定 第 2 条において、積立額について規定 第 3 条において、管理方法について規定 第 6 条において、処分について規定 施行日 公布の日</p> |

◎農林水産部（その他 1 件、報告 1 件）

| 件名 | 概要 |
|---|--|
| 議案第 33 号 工事請負契約についての 議決内容の一部変更につ いて [伊野田南地区畑地 造成工事(R1-1)] (むらづくり課) | 令和元年第 5 回市議会定例会で議案第 72 号をもって議決された伊野田南地区畑地造成工事(R1-1)に係る工事請負契約について、消費税法改正及び工事数量変更に伴い、議決内容の一部を変更する必要がある。 契約金額中「157,927,320 円」を「205,277,600 円」に変更する。 |
| 報告第 2 号 専決処分の報告について [和解及び損害賠償額の 決定について] (むらづくり課) | 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。 1 事故名 石垣地区一般農道における除草作業中の車両窓破損事故 2 当事者 損害賠償請求者：個人 3 事故発生年月日 令和 2 年 2 月 10 日 4 事故発生場所 石垣市字新川 630 番地 2 5 損害賠償額 26,829 円 6 主な和解内容 市は、損害賠償請求者所有車両右側後部座席側面の窓ガラスの補償金を負担する。 本和解をもって、本件事故から生じる紛争の一切を解決することとし、和解書に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを確認する。 |

◎建設部（予算 6 件、条例 2 件）

| 件名 | 概要 | | | | | | |
|---|--|---------|-----|-------|---------|--------|---------|
| 議案第 5 号 令和元年度石垣都市計画 土地地区画整理事業特別会 計補正予算（第 3 号） (都市建設課) | 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>9,174 千円</u> を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>255,648 千円</u> とする。 (主な内容) (歳入) 減額：一般会計繰入金 (歳出) 減額：人件費、賃金、負担金等 (単位：千円) | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>264,822</td> <td>△9,174</td> <td>255,648</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 264,822 | △9,174 | 255,648 |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 264,822 | △9,174 | 255,648 | | | | | |

| <p>議案第 6 号 令和元年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 4 号)</p> <p>(港湾課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>5 億 2,787 万 8 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>25 億 3,580 万 9 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：港湾機能整備事業費増に伴う市債、基金繰入金 減額：港湾環境整備事業費減に伴う補助金</p> <p>(歳出) 増額：港湾機能整備事業費における工事請負費 減額：港湾環境整備事業費における工事請負費、財政調整基金積立金</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 607 1423 696"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,007,931</td> <td>527,878</td> <td>2,535,809</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 2,007,931 | 527,878 | 2,535,809 |
|---|--|-----------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | |
| 2,007,931 | 527,878 | 2,535,809 | | | | | |
| <p>議案第 7 号 令和元年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 3 号)</p> <p>(下水道課)</p> | <p>収益的予算において、既決予定額の支出総額を 120 万円減額し、収益的支出を 11 億 4,760 万 3 千円に、収入総額を 60 万円減額し、収益的収入を 13 億 3,236 万 7 千円とする。</p> <p>また、資本的予算において、既決予定額の支出総額を 875 万 5 千円増額し、資本的支出を 14 億 9,030 万 3 千円に、収入総額を 815 万 5 千円増額し、資本的収入を 11 億 4,507 万 4 千円とする。</p> <p>主な内容として、西浄化センター整備に係る事業費の増額がある。</p> | | | | | | |
| <p>議案第 12 号 令和 2 年度石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計予算</p> <p>(都市建設課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ <u>3 億 736 万 4 千円</u>と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 保留地処分金、一般会計繰入金、基金繰入金、区画整理事業債等</p> <p>(歳出) 飛び地区排水末端施設整備に係る工事及び区画道路整備に係る物件移転補償費、工事・委託費等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 1397 1423 1487"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>307,364</td> <td>225,971</td> <td>81,393</td> </tr> </tbody> </table> | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | 307,364 | 225,971 | 81,393 |
| 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | | | | | |
| 307,364 | 225,971 | 81,393 | | | | | |
| <p>議案第 13 号 令和 2 年度石垣市港湾事業特別会計予算</p> <p>(港湾課)</p> | <p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ <u>15 億 4,178 万 8 千円</u>と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 港湾改修に係る国庫補助金、クルーズ船寄港誘致支援事業(沖振交)等に係る県交付金、市債等</p> <p>(歳出) 埠頭舗装工事、臨港道路整備工事、旅客船岸壁周辺施設整備工事等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 1874 1423 1964"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,541,788</td> <td>2,169,342</td> <td>△627,554</td> </tr> </tbody> </table> | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | 1,541,788 | 2,169,342 | △627,554 |
| 本年度予算 | 前年度予算 | 比較 | | | | | |
| 1,541,788 | 2,169,342 | △627,554 | | | | | |

| | |
|--|---|
| <p>議案第 14 号 令和 2 年度石垣市下水道事業会計予算</p> <p>(下水道課)</p> | <p>収益的収入の額は 13 億 4,468 万 6 千円、支出額は 10 億 8,382 万 5 千円、資本的収入の額は 4 億 6,370 万 3 千円、支出額は 8 億 8,633 万 6 千円と定める。</p> <p>なお、資本的収入額は、資本的支出額に対し 4 億 2,263 万 3 千円不足するが、地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額で補てんする。</p> <p>主な営業費用として、石垣西浄化センター等施設の管理業務委託及び処理場修繕工事等を予定している。</p> <p>また、主な建設課医療事業は、石垣西浄化センター場内整備工事委託、汚水管渠（かんきょ）布設工事、雨水函渠（かんきょ）整備工事等を予定している。</p> |
| <p>議案第 25 号 石垣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(下水道課)</p> | <p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係規定の字句を改めるため、条例の一部を改正する。</p> <p>(改正内容)</p> <p>第 5 条中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改める。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| <p>議案第 26 号 石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(施設管理課)</p> | <p>民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係規定を改めるため、条例の一部を改正する。</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>第 5 条の公募の例外についての規定に、「土地収用法第 20 条の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第 2 条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除去」を加える。</p> <p>第 19 条の敷金についての規定に、「入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。」ことを加える。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |

◎教育部（条例 1 件）

| 件名 | 概要 |
|---|--|
| <p>議案第 27 号 石垣市就学支援委員会条例の一部を改正する条例</p> <p>(学校教育課)</p> | <p>障がいのある児童生徒への支援として、早期から教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う観点から委員会の名称を変更するため、条例の一部を改正する。</p> <p>(改正内容)</p> <p>題名を「石垣市教育支援委員会条例」に改める。</p> <p>第 1 条中「就学支援委員会」を「教育支援委員会」に改める。</p> |

◎水道部（予算 1 件、条例 2 件）

| 件名 | 概要 |
|--|---|
| <p>議案第 15 号 令和 2 年度石垣市水道事業会計予算 (総務課)</p> | <p>収益的収入の額は 20 億 5,646 万 4 千円、支出額は 18 億 9,922 万 5 千円を計上し、資本的収入の額は 3 億 3,074 万 5 千円、支出額は 7 億 4,868 万 5 千円と定める。</p> <p>なお、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額」4 億 1,794 万円につきましては、「消費税資本的収支調整額」671 万 6 千円、「減債積立金」5,500 万円、「建設改良積立金」5,500 万円及び「損益勘定留保資金」3 億 122 万 4 千円で補てんする。</p> <p>主な営業費用として、「石垣市水道事業水安全計画策定業務委託」及び「野底配水池管理道路法面復旧工事」などを計上する。</p> <p>また、主な建設改良費は、「石垣浄水場次亜注入施設更新工事」及び「県道石垣空港線配水管布設工事」などを計上する。</p> |
| <p>議案第 28 号 石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (総務課)</p> | <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して所要な改正を行う。</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>第 19 条の規定を非常勤職員の給与から会計年度任用職員の給与の規定に改める。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |
| <p>議案第 29 号 石垣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (総務課)</p> | <p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、条例の一部を改正する。</p> <p>（改正内容）</p> <p>第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |

◎消防本部（条例 1 件）

| 件名 | 概要 |
|---|---|
| <p>議案第 30 号 石垣市消防団員の定員、 任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する 条例</p> <p style="text-align: right;">(警防課)</p> | <p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）に基づき、消防団員の処遇改善・充実強化を図ること及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく、消防団員の欠格条項の改正に伴い、条例の一部を改正する。</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>第 4 条の欠格条項の規定から「成年被後見人又は保佐人」を削る。</p> <p>第 6 条の懲戒の規定に「3 年間職務に従事しなかったとき。」を加える。</p> <p>第 13 条の報酬の規定に「ただし、年 1 回以上職務に従事しないときは、報酬を支給しないものとする。」を加える。</p> <p>費用弁償について、別表 4 に「会議 1 回につき 3,000 円」及び「その他（広報活動等）1 回につき 1,000 円」を加える。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |

◎監査委員事務局（条例 1 件）

| 件名 | 概要 |
|--|--|
| <p>議案第 31 号 石垣市監査委員条例の一部 を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">(監査委員事務局)</p> | <p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、条例の一部を改正する。</p> <p>（改正内容）</p> <p>第 2 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。</p> <p>施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p> |